

平成二十八年八月八日受領
答弁 第二一八号

内閣衆質一九一第二八号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出外国公務員贈賄罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出外国公務員贈賄罪に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「組織の者に対する贈賄」の意味するところが必ずしも明らかではないが、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項違反については、個々の事案に応じて裁判所が判断すべきことであり、政府としてお答えは差し控えたい。